

2022年3月

各 位

七島信用組合

## 民法改正による、成年年齢引下げに伴う当組合の対応について

平素は、七島信用組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

民法改正により、2022年4月1日付で成年となる年齢が18歳に引き下げられ、18歳と19歳の方（以下「若年者」という。）も、自らの意思で様々な契約を締結できるようになります。この成年年齢の引下げは、若年者の自己決定権を尊重するものであり、社会参加の促進につながるものとして期待されています。

一方で、若年者は一般的に金融取引を含む社会経験が少なく、また、今回の民法改正によりこれまで認められていた未成年者取消権を行使することができなくなり、多重債務や詐欺被害など若年者が消費者被害等に遭わないために、各種契約につきましては十分な注意が必要であると言われてしています。

七島信用組合では、民法改正に伴いお客さま保護を第一と考え、お客さまの利便性を損なうことなくご利用いただくために、若年者のお取引について2022年4月1日より各種預金取引、出資金取引、貸金庫取引等のお取引については成年者同様にお取引していただくことが可能となります。ご融資取引につきましては、若年者が過大な債務を負うことがないように、一部商品のみのご利用とさせていただきます。

詳しくは、お近くの七島信用組合までお問い合わせください。

本 店	04992-2-0777	八丈島支店	04996-2-1201
新島支店	04992-5-0661	小笠原支店	04998-2-7410
神津島支店	04992-8-0111	東京支店	03-5843-3363
三宅島支店	04994-2-0081	本 部	04992-2-1661